

午後四時開会

○委員長(福山哲郎君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○はたともこ君 国民の生活が第一のはたともこでございます。国民の生活としては初めての質問でございます。

米軍海兵隊の日本へのオスプレイ配備について質問をさせていただきます。

まず、資料の①、②を御覧ください。私は、今年の四月に米国のウェップ上院議員が来日された際、ウェップ議員に直接お渡しした意見書にも書いておりるように、米軍海兵隊の通常の訓練は、人口が密集し市街地化した沖縄はもとより、我が国、日本国において既に不適当であると思っております。今や辺野古の新基地建設は不可能と考えるのが当然だと思います。沖縄にはローテーション基地としてキャンプ・ハンセンのみを残し、普天間だけでなく、キャンプ・シュワブ、北部訓練場などの海兵隊施設の返還を求めて、その代わりとして、北マリアナのグアム、テニアンの基地と訓練場建設費用を辺野古基地建設費用相当額日本政府が負担する、さらに、在沖縄海兵隊に対する駐留経費負担相当額を新たな形で今後とも日本政府が負担するという提案を私はウェップ上院議員に対してしたわけでございます。

このような立場に立つ私は、今回の日本へのオスプレイの配備及びオスプレイの低空飛行訓練に対しては、時代に合わないものとして反対でございます。

現在の航空法特例法、正式名称を申し上げますと、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律、昭和二十七年の制定でございまして、ちょうど六十年も前の法律でございます。この航空法特例法を改正して米軍機を自衛隊機と同様の適用とすべきであるというのが私の意見でございます。

そこで、国交省に伺います。お手元の資料③、④にありますように、航空法特例法によって米軍機は、自衛隊に適用される例えば飛行の禁止区域であるとか粗暴な操縦の禁止なども含めて、航空法の適用除外となっております。日米安全保障条約、日米地位協定を踏まえて、航空法特例法の改正が可能であるかについて、国交省、説明してください。

○政府参考人(高橋和弘君) お答え申し上げます。

日米地位協定の実施に伴う航空法の特例法によりまして、米軍機に対しては、航空法の規定のうち、航空機の耐空証明、操縦士等の技能証明、さらには外国航空機として必要となる航行許可等の規定の適用が除外されております。

航空法特例法に基づきますこのような航空法の適用除外は、日米地位協定に基づきまして米軍が我が国において活動することが認められていることに鑑み、定められたものでございます。米軍機に適用される基準を見直すことにつきましては、米国側の同意なしに行い得る性格のものではないと考えております。

○はたともこ君 日米両政府が合意すれば、この航空法の特例法改正は当然可能だと思っております。

そこで、外務大臣に伺います。私は、オスプレイ配備を機に航空法特例法改正について協議を提起すべきであると思っておりますが、低空飛行訓練からの日本国民の安全という観点から、この問題について米国と協議する意思はおありでしょうか、外務大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(玄葉光一郎君) もう率直に申し上げると、現時点においても航空法のいわゆる、何といいますか、大幅な改正をするということについて協議をするということは考えておりません。

むしろそれよりも、今まで大きな懸念になっている事象について、具体的にその運

用についてしっかりとその安全面に配慮が行われるように日米合同委員会などで協議を行って結果を得ていくということの方が私は現実的ではないかというふうに思っております。

○はたともこ君 同じ質問を防衛大臣にもさせていただきます。

航空法特例法改正について米国に協議を提起する意思はおありでしょうか。

○国務大臣(森本敏君) 今のお二方の御説明のように、そもそもその航空法特例法に基づく航空法の適用除外というのは、日米地位協定に基づいて米軍が我が国で活動するということを認められているということを前提にした適用除外でありますので、米軍が日本で活動することによってその任務を果たすということと、それから、今後オスプレイの安全性をどうやって確認、確保していくかということと併せて、日米合同委員会ができましたので、外務省と相談をしながらやっていこうと思いますが、趣旨は、やっぱりオスプレイの安全性をどのように今後確認していくかということを重視してこの問題を取り組んでいきたいというふうに考えております。

○はたともこ君 更に防衛大臣に伺います。

昨日の担当者の説明では、オスプレイの低空飛行訓練ルートについて、ピンク、グリーン、ブルー、オレンジ、イエロー、パープルの六ルートあるということを今年の四月に米国の環境レビューの報告書で防衛省は初めて知ったということでございますが、それは本当でしょうか。

○国務大臣(森本敏君) はい。御指摘の五つのルートが、名前の付いたルートがああいうふうに地域で設定されているということを、我々、以前はそういう飛行が行われているということを地域の方々から連絡をしたりして断片的には聞いていましたが、あのような名前の付いたカラーのルートがあるということを初めて知りました。

○はたともこ君 更に続けて防衛大臣に伺います。

報道では、もう一つ、七つ目の低空飛行訓練ルートが中国地方の山間部にあるということでございます。本委員会の委員の、国民の生活が第一の佐藤公治議員の地元は広島県でございます。また、私も広島県と岡山県が地元でございます。岩国基地も大変近くて、このブラウンルートなるものには重大な関心を持っているわけでございます。

防衛大臣、この第七のルート、ブラウンルートは存在するのでしょうか。

○国務大臣(森本敏君) 環境レビューの報告書の中には、御指摘のブラウンルートというのが具体的にどこにあるのかということが書かれていません。地図には書かれていないのです、言葉には出てくるわけですが。したがって、そのカラーで一体今御指摘のルートが具体的にどこにあるのかということはあの環境レビューの中に明記されていない限りよく分からないので、これは今後アメリカ側に聞いてみようと思いますが、しかし、今の御指摘のように、今までこの中国地方で各種の訓練をやってそのことが通報してきたということが事実なので、何らかのルートがあるということですが、繰り返しになるが、それがその御指摘のブラウンルートであるのかどうかということがあの環境レビューの中には明記されていないということは事実でございます。

○はたともこ君 次に、あるやなしやと問題となっておりますオートローテーション機能について伺いたいと思います。

政府の見解ではMV22オスプレイにはオートローテーション機能があるということですが、民間のヘリの場合は航空法第十一條に規定された有効な耐空証明が必要で、航空法施行規則、省令で、回転翼航空機は、全発動機が不作動である状態で、自動回転飛行により安全に進入し及び着陸することができるものでなければならぬと想定されているオートローテーション機能がなければなりません。自衛隊のヘリについては法律の規定はないが、オートローテーション機能はあるということでございます。

そこで、国交省に確認をいたします。

民間のヘリについてはオートローテーション機能による有効な耐空証明がなければ

飛行できない、これが航空法第十一条の規定であるということによろしいでしょうか。

○政府参考人(高橋和弘君) お答え申し上げます。

民間のヘリコプター、回転翼航空機につきましては、国際民間航空条約の附属書の国際標準を踏まえまして、耐空証明の安全基準の一つとして、航空法施行規則の規定により、先生御指摘のとおり、全発動機が不作動である状態で、自動回転飛行、いわゆるオートローテーションにより安全に進入し及び着陸することができるものであることを求めております。

○はたともこ君 昨日、オスプレイの事故調査を日本政府として独自に検証するため、政府の分析評価チームが設置されました。このチームには国交省も参加されるということでございます。

モロッコとフロリダの事故機に有効なオートローテーション機能があったのか、国交省としても確認するということでよろしいでしょうか。国交省に伺います。

○政府参考人(高橋和弘君) オスプレイのような軍用機につきましては、先ほども申し上げましたとおり、航空法の耐空証明が不要ということになっております。しかしながら、私ども国土交通省といたしましては、防衛省から民間航空機の安全性に関する知見を生かした助言を受けたいとの要請がございましたので、防衛省の分析評価チームに対し助言を行う有識者として私どもの担当課長を参加させるなど、可能な限り協力をしてまいりたいと考えております。

○はたともこ君 外務大臣に伺います。

私は、岩国基地に到着した十二機、さらに今後配備される予定のプラス十二機についても、この有効なオートローテーション機能が備わっているかどうかについて我が国の航空法の所管庁である国交省も確認する必要があると思っております。政府として、米軍に対してその点に関して要請するおつもりがおありでしょうか。防衛、どちらでも、はい、お願ひします。

○国務大臣(玄葉光一郎君) これは防衛大臣だと思うんですけど、国交省の方もこの専門家チームの中に入るということで、そういうことを担保していくということではないかと思っています。

○はたともこ君 防衛大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(森本敏君) 国交省から航空事故調査に関する専門家に今回加わっていただき、アメリカ側から通報される二つの事故の事故調査について専門的な知見を活用させていただくということで、これは政府全体として取り組む姿勢を示すためにも非常に大事だし、また、いわゆる航空事故調査の専門家が入っていただくことで専門性が高まるものと考えております。

先生の御指摘のオートローテーションについては、そもそもこの飛行機はティルトローター機なので回転翼ではありませんが、二つのエンジンが同時に止まった場合には、ナセルの角度によって固定翼として緊急に着陸する場合と、それからナセルの角度が六十度以上になると、これは回転翼としてオートローテーションの機能を使って、ただそれだけで下に落ちるというのではなくて、前進をしながら降下率を緩和しつつオートローテーションの機能を使って降りていくという、この訓練を、パイロットは九十日ごとにアメリカでシミュレーションのシステムの中に入って訓練を受けているという説明を今まで受けましたので、それを我々として確認をしたいというふうに考えております。

○はたともこ君 次に、環境省に伺います。

テレビなどでは、オスプレイが樹木の大きな枝をなぎ倒す映像が流されておるところでございます。沖縄のやんばる地域や全国の低空飛行訓練ルートには、国立公園や世界自然遺産、あるいは貴重な動物、植物などがたくさん存在すると思います。これらの貴重な自然がオスプレイ等によって破壊されることのないよう環境省としても重大な関心を持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(渡邊綱男君) 本年六月十二日付けの防衛大臣によりますMV22オス

プレイ配備についての回答によりますと、米海兵隊が実施した環境レビューにおきまして、オスプレイの下降気流が自然環境に影響を与える可能性、そしてその影響を軽減する措置が記述をされているところでございます。

環境省といたしましても、野生生物や植生などの自然環境に対する影響について関心を持って注視してまいりたいと思います。

○はたともこ君 オスプレイ等の米軍機には日本の上空での飛行禁止区域が事実上ないわけですが、人口密集の市街地や原発サイトの上空などは米軍機といえども飛行禁止にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) これは平成十一年だったと思いますけれども、日米合同委員会合意がございますので、これはやはり原発の上空を低空飛行するということは回避するということで合意していますから、これらは想定されていないというふうに考えていただければと思います。

○はたともこ君 考慮を払うという書き方になっているかと思いますので、私は是非禁止すべきだと思っております。

本日の質疑でも明らかになりましたように、多くの国民の皆さんのが不安に思い、理不尽に思っているオスプレイの配備や米軍機の低空飛行訓練に対して、日本国の法律である航空法による規制を自衛隊機と同様の扱いにすることの協議すら米国に物も言えない現政権の対応は私は全くおかしいと思っております。

小沢一郎代表の国民の生活が第一が政権を担当する場合には、自立と共生、国民の生活が第一の理念の下、米国に対して積極的に問題を提起して、必ず問題解決していくことをお約束を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。